

加入するには？

1 加入対象者

加入対象者は自治労共済生協の組合員かつ、地方公共団体^{※1}または特定地方独立行政法人(公務員型)に所属し地方公務員の身分を有する職員(特別職、教員^{※2}、警察職は除く)となります。加入できる職種例は「保険の概要」のP1、「加入できる職種例」をご参照ください。

- ※1「地方公共団体」とは、以下の団体をいいます。
 - 地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体(都道府県および市町村)
 - 地方自治法第1条の3第3項に定める特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区および地方開発事業団)
 - 地方公営企業法に基づいて設立された地方公営企業
- ※2幼稚園教諭は加入できます。

2 加入方法 ※加入依頼書は所属の組合事務所にあります。

- 10月発効募集
 - ◀口座振替以外の単組▶
 - ・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所までご提出ください。
 - ◀口座振替(集金代行利用)の単組▶
 - ・「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印(口座振替依頼書には銀行口座届出印)の上、所属の組合事務所までご提出ください。
 - ※口座振替のお申し込みは単組毎となります。
- 11月発効以降の中途加入募集
 - ・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所までご提出ください。※中途加入の場合は、現金の取扱いのみとなります。口座振替はできません。
 - ・毎月15日を締切日とし、翌月1日が補償の発効日となります。
 - ・加入締切日と保険期間との関係については表紙をご参照ください。

Q&A

公務員賠償責任保険部分についてのQ&Aです。医師賠償責任部分の補償については、対象外であったり、規定が異なりますので別途お問い合わせください。

1 外郭団体等(他の地方公共団体や公益法人等)に派遣された職員は加入できますか?また、加入できる場合には、地方公務員と同じ補償内容となりますか?

A 地方公務員の身分のままであれば、加入できます。ただし、下記のいずれかの規定に基づいて記名法人(加入依頼書記載の地方公共団体・特定地方独立行政法人(公務員型)をいいます。以下同様とします。)から派遣されている場合に、その派遣先(他の地方公共団体※または公益的法人等)の職員としての職務につき行った行為が、補償の対象となります。(これらも記名法人に含まれるため、補償内容も同様です。)
※都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、地方公営企業
①公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
②地方自治法
③地方独立行政法人法
④公益的法人等への記名法人の職員の派遣等に関する条例

2 国家賠償法に基づき、職員個人が地方公共団体等から求償された場合、補償の対象となりますか?

A 国家賠償法による損害賠償請求訴訟において国または地方公共団体が損害賠償責任を負った場合に、職員に故意または重大な過失があったときは、職員が国または地方公共団体から求償されることとなります。(国家賠償法第1条第2項・第2条第2項)
本保険では、地方公共団体等の記名法人からの被保険者に対する国家賠償法第1条第2項・第2条第2項に基づく求償権の行使としての請求については、本保険における免責事項(公序良俗違反など)等の補償対象外となる事由に該当しない場合には補償の対象とします。

3 退職後に訴訟が提起された場合、補償の対象となりますか?

A 退職等(自己都合退職を含む)により、地方公共団体等記名法人の職員でなくなった場合に、その時に加入していた保険の保険期間の末日から5年以内に、別紙「保険の概要」の「1」～「6」に規定する請求または命令がなされた場合は、退職時に加入していた保険の保険期間の末日になされたものとみなして補償の対象となります。ただし退職時に加入していた公務員賠償責任保険の保険期間の末日まで被保険者であった場合に限り、●再任用時の取扱いについて
再任用期間中の職務につき行った行為に起因する請求に備える場合は、再任用期間中も継続してご加入いただく必要があります。再任用期間満了の際は、その時に加入していた保険期間の末日から5年間(再任用期間中の行為に起因する請求について)延長補償となります。

4 保険加入日以前に行った行為に起因する損害賠償請求および命令も補償の対象となりますか?

A 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する保険期間中に提起された一連の請求または命令も補償の対象となります。また、加入日からの遡及期間の制限もありません。ただし、「初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟(住民訴訟、民事訴訟、国家賠償法に基づく訴訟など)及びこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実を起因する請求または命令」、「この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令」、「この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令がなされるおそれがあることを知っていた場合」など免責事項に該当する場合は、当保険契約においては補償の対象外です。

5 住民訴訟により被保険者が不当利得返還請求を受けた場合に、当該不当利得返還金も補償の対象となりますか?

A 不当利得返還金そのものは補償の対象とはなりませんが、不当利得返還請求に関わる争訟費用(弁護士報酬など)は補償の対象となります。※ただし、被保険者の犯罪行為(過失犯は除きます。)または違法に私的利益を得たことに起因する請求等免責事項に該当する場合は、争訟費用であっても補償の対象外となります。

6 民事訴訟を提起すると住民から言われた際に、示談で解決し、その際に支出した示談金は補償の対象となりますか?

A 内容証明等の書面により損害賠償を求められたことが明らかな場合で、示談や和解に先立って保険会社が事前に必要かつ妥当と認められたもの限り、示談金や和解金などの損害は、補償の対象となります。民事訴訟と並ぶ紛争解決手段となっている民事調停についても、保険会社が事前に認めたもの限りお支払いの対象となります。

7 職員同士の職務行為に係るトラブルを原因とした損害賠償請求は、補償の対象になりますか?

A 同僚からの訴えは基本的には免責としていますが「その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合」は免責事由から除外しています。利害関係とは「互いに利害が影響しあう関係」をいい、対象となる請求以外に、金銭的・社会的地位等において互いに利害が影響しあう場合等があげられます。※利害関係がない場合の職員同士の職務行為に係るトラブルの例として、パワハラ・セクハラによる損害賠償請求があります。パワハラ・セクハラの実態が認定された場合、本保険では補償の対象外となります。ただし、争訟費用に関しては支払の対象となります。

お問い合わせ先

【取扱代理店】
株式会社自治労サービス
保険事業部 担当:志村
〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6F
TEL:03-5226-3424 FAX:03-5213-5485
受付時間 平日午前9時～午後5時30分
E-Mail:shimura@jichiro.gr.jp
事務手続きについては各所属組合まで

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
(担当課)広域法人部 団体・協同組織室 担当:柄澤・内田
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4151
受付時間 平日午前9時～午後5時

自治労共済生協の組合員のみなさまへ

自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度のご案内

(公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険)

「自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度」は職種により次の2パターンがあります。
①一般職・専門職(②の2職種を除く)「公務員賠償責任保険」 ②医師・歯科医師「公務員賠償責任保険+医師賠償責任保険」

加入者数は、**3万人突破!**

加入受付締切日 2017年8月21日(月) 保険期間 2017年10月1日午後4時～2018年10月1日午後4時まで

※組合独自の締切日を設けている場合がございます。所属の組合へご連絡ください。

中途加入の場合 加入受付締切日 毎月15日(土・日・祝日の場合はその前日) 保険(補償)期間 (加入締切日の)翌月1日午前0時～2018年10月1日午後4時まで

入っていれば安心です!

- 行政への関心の高まり
- 地方分権進展にともなう行政運営の変化
- 情報公開制度の浸透



本制度の特長点

- 住民監査請求による監査委員の賠償勧告の措置に基づく損害賠償請求・返還請求(住民訴訟の前段階)
- 地方自治法243条の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令(*) (会計職員及び予算執行職員等の賠償責任も対象となります)
- 国家賠償法2条2項による自治体(記名法人)からの求償(公の建造物の設置・管理責任)
- セクハラ・パワハラ等の争訟費用※ ※故意の場合は免責です。また、損害賠償金はお支払い対象外です。
- 民事訴訟・民事調停等に対応 争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等についても対応。 ※予め保険会社の同意を得て支出した費用に限りです。
- 専門職(看護師・保育士等)の業務に起因する請求も補償します。 ※専門業務が補償対象外となる職種もございます。詳しくはパンフレットの「保険の概要(1)」の「(1)被保険者となることのできる対象職種」をご参照ください。

加入期間前後の補償も充実!

POINT 1 初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償します。

※公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分に関しては規定が異なりますため、別途お問い合わせください。

この保険では法律上の損害賠償金のほか、弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談費用を含む)等もお支払いの対象としています。 ※詳しくはパンフレットの「保険の概要」(1)を参照ください。

POINT 2 退職後も5年間の補償が続きます。

※公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分に関しては、原則として対象となりません。詳細はお問い合わせください。



*「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求の対象となります。法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、裏面の「保険料・補償内容(支払限度額)」の表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の内枠においてその50%が支払限度額となります。また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の命令・請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

制度等についてのお問い合わせはフリーダイヤルで!

組合員からの直接のご相談にも応じます。連絡先:自治労サービス

ナヤムナ コーム
0120-786-756
(平日9:00～17:30)



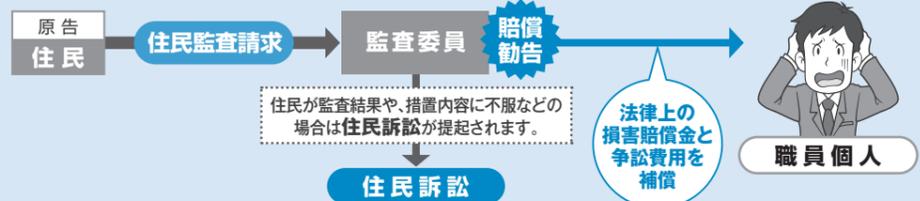
● 現行の訴訟制度は、このようになっています。(保険の補償の記載は、公務員賠償責任保険部分です。)

住民監査請求

住民監査請求から住民訴訟への流れ

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定に基づく住民からの請求です。普通地方公共団体の長・職員等について、違法・不当な公金の支出、契約の締結等があると認められるときなどに、住民監査請求が行われます。(地方自治法第242条)

監査委員からの勧告に基づく措置による損害賠償請求(損害賠償金と争訟費用)・返還請求(争訟費用のみ)を補償します。



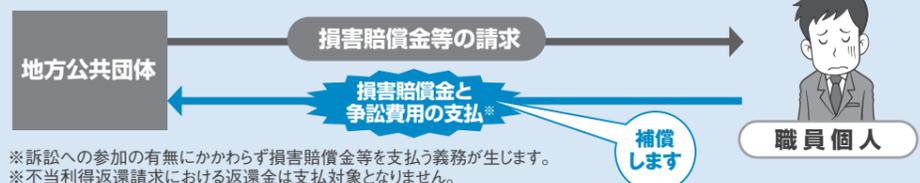
訴訟を提起される時

この保険で住民訴訟とは、地方自治法242条の2第1項第4号の規定に基づく損害賠償請求・不当利得返還請求を被保険者に対し行うことを住民が記名法人の執行機関に対して求める請求をいいます。

被保険者(職員個人)が訴訟に参加した場合に負担する弁護士費用等を補償します。



被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



※訴訟への参加の有無にかかわらず損害賠償金等を支払う義務が生じます。
※不当利得返還請求における返還金は支払対象となりません。

住民監査請求の事例



水道料金が時効で徴収不能となり、市に損害を与えたとする住民監査請求の結果、監査委員から市長に、当時の担当職員らに対し損害賠償を請求するよう勧告がなされた。

住民訴訟の事例



議会の議決を経た公有地の売却について著しい廉価で行われたとして、その契約事務を行った職員の行為について住民訴訟が提起された。

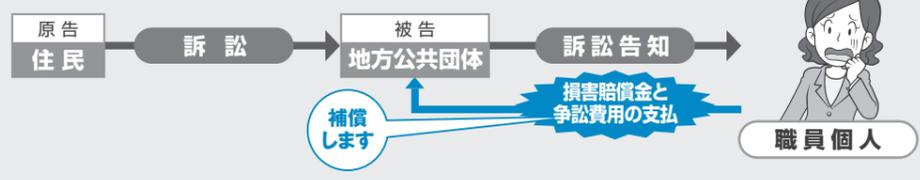
住民訴訟

国家賠償法による職員への求償

公務員が、職務につき故意または過失により違法に他人に損害を加えた時は、国または公共団体が賠償責任を負いますが、公務員に故意または重大な過失があった時は、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有します。(国賠法第1条)

国賠法第2条による求償も補償
公の营造物(道路、河川等)の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた時は国または公共団体が賠償責任を負いますが、他に損害の原因について責に任ずべき者があつた時は、国または公共団体はこれに対して求償権を有します。

被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



職員個人に対する訴え

住民から直接職員個人に対して訴訟が提起される可能性があります。(民法709条不法行為による損害賠償責任等)

被保険者(職員個人)が負担する弁護士費用および敗訴した場合の法律上の損害賠償金を補償します。



※争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等について、予め保険会社の同意を得て支出した費用を対象とします。

国賠法による求償の事例



保育士が園外保育中に公園で園児を遊ばせていたところ、遊具に指を挟みケガをしたため、市に対して損害賠償請求が提起された。保育士には事故の状況から重過失があったと認められ、市から求償を求められた。

民事訴訟の事例



対応に問題があるとして、窓口への来訪者に名誉き損で訴えられた。

民事訴訟・民事調停等

地方自治法243条の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令(※)が補償対象となります!

例えば、会計管理者もしくはその事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、物品を使用している職員等がその保管に係る現金、物品等を亡失・損傷したとき、予算執行職員等が法令違反により普通地方公共団体に損害を与えたとき...

● 保険金お支払の注意事項

法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、保険料・補償内容(支払限度額)表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄記載の額の内枠において、その50%を支払限度額とします。詳細は右頁の「*6」をご覧ください。

2016年度より

- 免責金額撤廃!
- 縮小支払割合の適用について、一部変更!



※「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求が対象。

● 訴訟で費用がかかるのは、敗訴したときだけだと思いませんか。

訴訟では、勝訴してもこんなに費用がかかります。

訴訟で必要となる費用は、敗訴したときの損害賠償金だけではありません。勝訴しても、自らの弁護士費用等の争訟費用の負担を強いられます。

弁護士費用の一例

- 弁護士相談費用 2~3万円
- 着手金 10~100万円
- 成功報酬 10~150万円

事由に応じて、法律上の損害賠償金のほか、下記弁護士費用(*1)等の争訟費用や、初期対応費用(*2)・訴訟対応費用(*2)などをお支払いの対象としています。
*1. 訴訟に先立って行う法律相談の費用を含みます。
*2. 医師・歯科医師の専門職業業務に起因する事故の場合はお支払いの対象外です。

※その他、意見書・鑑定書の作成費用、被保険者の交通費・宿泊費、相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用等の訴訟対応費用がかかることもあります。

● 本制度の特長点

POINT 1	POINT 2	POINT 3
初期対応費用 (身体障害を被った被害者への見舞金等)も補償します。*3	訴訟対応費用 (応訴のために要した交通費、宿泊費等)も補償します。*3	初年度加入日より前に行った行為に起因する 請求も補償 します。*4 詳細は裏面 Q4
退職後も5年間の補償 が続きます。*4 詳細は裏面 Q3	他の地方公共団体や公益法人等へ 派遣中の職務行為 も補償します。 詳細は裏面 Q1	専門職 *5の業務に起因する請求も 補償 します。

*3 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外です。ご不明な点はお問い合わせください。

*4 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外となったり内容が異なる部分もございますので、別途お問い合わせください。

*5 専門業務が補償対象となる職種もございます。また、医師・歯科医師については保険料と一部補償内容が異なりますので、ご注意ください。

● 保険料・補償内容(支払限度額) [1被保険者あたり]

10月発効の保険料

一般職・専門職 (下記2職種除く)	項目	タイプS (3億円)	タイプA (1億円)	タイプB (5,000万円)	タイプC (3,000万円)
	年間保険料 (公務員賠償責任保険)		7,440円	6,240円	4,800円
法律上の損害賠償金 および争訟費用(合算) 1請求・保険期間中の支払限度額 *6		3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
訴訟対応費用 1請求の支払限度額		500万円			
初期対応費用 (右側のうち、対人見舞費用は被害者1名あたり3万円が限度) 1事故の支払限度額		500万円			

*6「地方自治法第243条の2」の規定による損害賠償命令および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求の場合、法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の内枠において、その50%が支払限度額となります。
また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

11月発効以降の保険料(中途加入)

項目	11月補償開始	12月補償開始	1月補償開始	2月補償開始	3月補償開始	4月補償開始	5月補償開始	6月補償開始	7月補償開始
タイプS	6,820円	6,200円	5,580円	4,960円	4,340円	3,720円	3,100円	2,480円	1,860円
タイプA	5,720円	5,200円	4,680円	4,160円	3,640円	3,120円	2,600円	2,080円	1,560円
タイプB	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円
タイプC	2,640円	2,400円	2,160円	1,920円	1,680円	1,440円	1,200円	960円	720円

医師・歯科医師

取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
(保険料と医師賠償責任保険の補償内容についてご案内させていただきます。)

- ⑥他人に対する違法な利益の供与に起因する請求または命令
- ⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する請求または命令
- ⑧公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令
- ⑨供応接待(名目を問いません)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する請求または命令
- ⑩職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害することに起因する請求または命令(※1)
- ⑪職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させることに起因する請求または命令(※1)
- ⑫労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うことに起因する請求または命令(※1)
- ⑬公序良俗に反する行為または給付に起因する請求または命令等

B.この保険では、次の請求または命令に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次に規定する事由・行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合、またはあったと申し立てられた場合にこの規定が適用されるものとします。

- ①この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の請求または命令
- ②この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令
- ③直接であるか間接であるかにかかわらず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます。)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する請求または命令(ただし、医学的・産業的利用のための放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬中(これらに法令違反がなかった場合に限り)の)原子核反応や原子核崩壊・分裂による損害は除きます。)
- ④(※2)被保険者の以下のア～オの行為に起因する「身体の障害、精神的苦痛」「財物の滅失・破損・汚損・紛失・盗難およびこれらに起因する財物の使用不能損害」「口頭・文書による誹謗・中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害」に対する請求または命令。ただし、被保険者が保健師助産師看護師法に規定する看護師、准看護師、保健師もしくは助産師または薬剤師法に規定する薬剤師の有資格者であり、保健師助産師看護師法または薬剤師法に規定する看護業務または薬剤師業務を遂行する場合においては、次のア～ウまでの行為に起因する損害に対しては適用しません。
 - ア. 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)

- イ. 美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)
- ウ. 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- エ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- オ. 獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実^等に起因する請求または命令
- (※2)侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分(前記「保険金をお支払いする場合」の「6」部分)については、この免責事由は次のように読み替えて適用するものとします。
 - ⑤次に掲げるものに対する損害賠償請求
 - ア. 身体^等の障害(疾病または死亡を含みます。)。ただし、精神的苦痛に起因して発生した身体の障害は除きます。
 - イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)

C.この保険では、次の事由によって生じる損害、なされた請求または命令には、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、変乱、暴動、騒ぎ
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③自動車、原動機付自転車または航空機、施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)^等または動物の所有、使用または管理に起因する請求または命令
- ④直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・漏れ出し^等は放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれ
- ⑤汚染浄化費用またはこれによる損失
- ⑥記名法人またはその職員からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求または命令(求償を含みます。)。ただし、次のいずれかの場合を除きます。
 - ア. その請求または命令以外に被保険者と記名法人の職員との間に利害関係がないと判断される場合
 - イ. 記名法人が、前記「保険金をお支払いする場合」の「3」「4」に規定する請求を行う場合
 - ウ. 国家賠償法第1条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
 - エ. 国家賠償法第2条第2項に基づいて記名法人が被保険者に対して求償権を行使する場合
 - オ. 記名法人が、前記「保険金をお支払いする場合」の「5」に規定する請求または命令を行う場合
- ⑦被保険者の故意(侵害行為に起因してなされた損害賠償請求による争訟費用の補償部分(前記「保険金をお支払いする場合」の「6」部分)のみ)^等

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

自治労共済生協の公務員賠償責任保険制度 補償開始月別保険料(毎月1日補償開始)											
	項目	10月補償開始	11月補償開始	12月補償開始	1月補償開始	2月補償開始	3月補償開始	4月補償開始	5月補償開始	6月補償開始	7月補償開始
一般職・専門職 (下記2職種除く) ※一時払保険料	タイプS	7,440円	6,820円	6,200円	5,580円	4,960円	4,340円	3,720円	3,100円	2,480円	1,860円
	タイプA	6,240円	5,720円	5,200円	4,680円	4,160円	3,640円	3,120円	2,600円	2,080円	1,560円
	タイプB	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円
	タイプC	2,880円	2,640円	2,400円	2,160円	1,920円	1,680円	1,440円	1,200円	960円	720円

※医師・歯科医師は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ 事故が起これたら(公務員賠償責任保険)

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った(請求または命令を受けた場合や請求または命令がなされるおそれのある状況を知った場合を含みます)場合には、遅滞なく、その状況、申し立てられたまたは原因となる事実・行為、発生日、請求者、関係者等の氏名等、その他の必要事項について、取扱代理店または引受保険会社に書面でご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、公務員賠償責任保険において通知のあった事実・行為に起因して将来請求または命令がなされた場合には、その通知の時をもって請求または命令がなされたものとみなします。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

■ ご注意事項(公務員賠償責任保険)

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求、弁償請求、損害賠償の命令を行う権利を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)^等について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

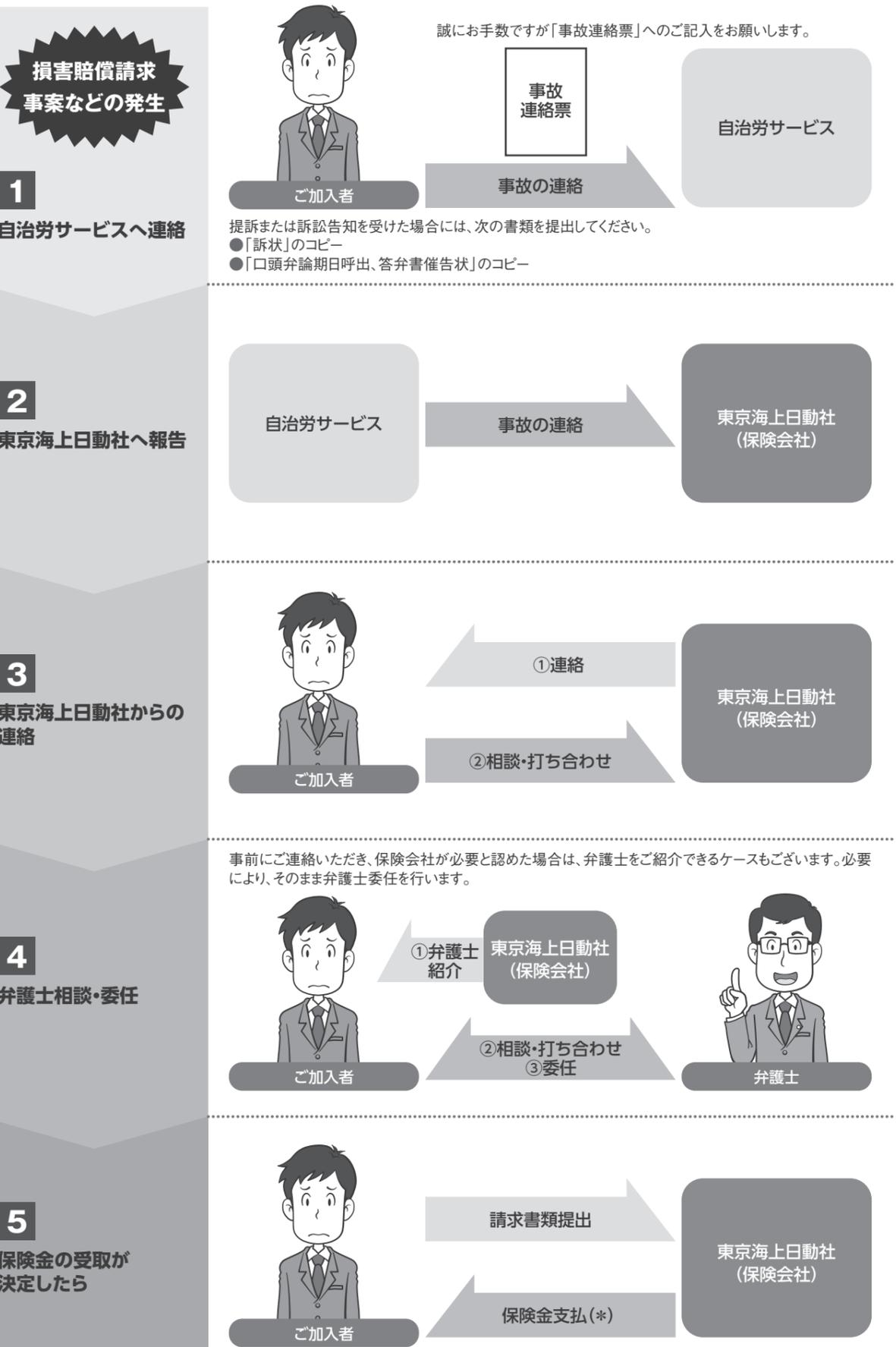
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。

(2) 保険の概要

事故連絡から保険金支払までの主な流れ



(※)先取特権が適用される場合があります。保険の概要(2)頁の「保険金請求の際のご注意」をご参照ください。

保険の概要(3)